

令和7年国勢調査東浦町実施本部設置要綱

(目的)

第1条 令和7年国勢調査（以下「国勢調査」という。）の実施に当たり、円滑かつ効果的な実施体制を整え、調査の万全を期するため、令和7年国勢調査東浦町実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 実施本部は、本部長、副本部長、本部員、事務局長及び事務局員をもって組織する。

2 実施本部は、その事務局を国勢調査に関する事務を所掌する課に置く。

(構成員)

第3条 本部長は、副町長をもって充てる。

2 副本部長は、国勢調査に関する事務を所掌する部の長をもって充てる。

3 本部員は、東浦町部制条例（昭和56年東浦町条例第2号）第1条に規定する部の長（副本部長を除く。）及びこれらに相当する者をもって充てる。

4 事務局長は、国勢調査に関する事務を所掌する課の長をもって充てる。

5 事務局員は、国勢調査に関する事務を所掌する課の職員及び本部長が指名する職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、実施本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け、連絡調整に係る事務に従事する。

4 事務局長は、本部長の命を受け、国勢調査の事務を掌握し、事務局員を指揮監督する。

5 事務局員は、事務局長の命を受け、国勢調査の事務を処理する。

(本部の事務)

第5条 実施本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 調査区に関すること。

(2) 国勢調査の企画及び連絡調整に関すること。

(3) 国勢調査の予算及び経理に関すること。

(4) 調査員及び指導員の選任及び配置に関すること。

(5) 調査員及び指導員の研修に関すること。

(6) 調査書類の受理、審査及び提出に関すること。

(7) 調査関係書類及び調査用品の收受及び管理に関すること。

(8) 国勢調査の趣旨の普及に関すること。

(9) 前各号に付帯する事務に関すること。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、実施本部に関し必要な事項は、本部長が定め

る。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。